

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程

制定 平成20年4月1日 規程第71号

最近改正 平成28年12月1日

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第58条の規定に基づき、職員（就業規則第2条に規定する職員及び同規則第3条第2項第3号の再雇用職員をいい、同規則第6条に規定する任期付職員を除く。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

### (給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

## 第2章 給料の支給基準

### (給料)

第3条 職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

### (給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 研究職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）

### (職務の級の決定)

第5条 職員の職務の級（給料表に定める職務の級をいう。以下同じ。）は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（以下「昇給等規程」という。）の定めるところにより決定する。

2 就業規則第31条の規定により雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給与月額、その者に適用される給料表に掲げる再雇用職員の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

### (初任給の決定)

第6条 新たに職員となった者の号給は、昇給等規程に定める初任給の基準に従い決定する。

### (昇格等による給料決定)

第7条 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、昇給等規程の定めるところにより決定する。

### (昇給)

第8条 職員の昇給は、昇給等規程に定める日に、同規程で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

2 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

3 休職となった職員が復職したときその他の職員との均衡上必要があると認められるときは、昇給等規程で定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

### (再雇用職員の昇給等)

第8条の1 前3条の規定は、再雇用職員には適用しない。

### (給料支給の始期及び終期)

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から異動後の給料を支給する。ただし、離職又は死亡の際昇給を受けた者については、この限りでない。

2 職員が離職し、又は死亡したときは、次の各号に掲げるところにより給料を支給する。ただし、離職又は死亡の日に第28条第7項、第29条から第34条までの規定により給料の支給を受けていない者については、この限りでない。

- (1) 次号から第7号までに該当する者以外の者については、その月の末日までの給料を支給する。
- (2) 離職又は死亡の日に第35条第3項に該当する者及び給料の支給を受けている休職者については、現に支給されている給料の額をその月の末日まで支給する。
- (3) 就業規則第32条（第2号及び第7号に掲げる者を除く。）の規定により解雇された者及び就業規則第52条の規定により諭旨解雇又は懲戒解雇された者については、その離職の日までの給料を支給する。
- (4) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員退職手当規程第4条の適用を受ける者については、その離職の日までの給料を支給する。
- (5) 就業規則第20条の転籍出向の命令に応じて退職した者については、その退職の日まで給料を支給する。
- (6) その他地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「法人」という。）の要請に応じて人事交流等のため退職した者については、その退職の日までの給料を支給する。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該職員が勤務成績不良な者であったとき又は職務上の義務に違反する行為を行った者であるときは、その離職の日までの給料を支給する。

3 離職した職員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50条）に基づき大阪市（以下「市」という。）から派遣されていた者が、法人のみと雇用契約を結ぶ職員となるために市を退職した場合を含む。）が即日又はその翌日職員になった場合の給料支給については、引き続き在職するものとみなす。

（給料の日割計算）

第10条 前条の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月について支給すべき給料の額は、その月の現日数から所定の休日（地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）に規定する休日をいう。）の日数を差し引いた日数（以下「所定勤務日数」という。）を基礎として日割により計算する。

### 第3章 諸手当の支給基準

（管理職手当）

第11条 管理又は監督の地位にある職員（以下、「管理監督職員」という。）には、管理職手当を支給する。

2 前項に規定する職員は、別表第3に掲げる職にある者とし、同表の区分欄に定める区分に応じて、次の各号に定める額の管理職手当を支給する。

- (1) 1種 再雇用職員以外の職員 90,000円
- (2) 2種 再雇用職員以外の職員 75,000円 再雇用職員 55,000円
- (3) <削除>

（管理職手当の始期、終期及び日割計算）

第12条 月の中途において、管理職手当を受けるべき職に採用され又は管理職手当を支給すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当を支給し、管理職手当の額を改定すべき事由が生じた場合はその日から管理職手当の額を改定し、退職し又は管理職手当を支給すべき事由が消滅した場合はその日から管理職手当を支給しない。

2 前項の場合の管理職手当の計算にあたっては、第10条の規定を準用し、日割計算する。  
(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員（再雇用職員を除く）に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる親族で、職員と生計を一にし、かつ、主としてその職員の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある親族

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,500円、同項第2号から第5号までに該当する扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,800円（職員に扶養親族でない配偶者のある場合にあっては、そのうち1人については7,000円、職員に配偶者のない場合にあっては、そのうち1人については12,300円）とする。

4 扶養親族のうち第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族で15歳に達する日以後の最初の4月1日以降にある者（以下「特定扶養親族」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、6,000円に当該特定扶養親族の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養の届出)

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者のないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

(扶養手当支給の始期及び終期)

第15条 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その職員となった日から、職員に前条第1号又は第3号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月から、特定扶養親族でない者が特定扶養親族となった場合においては、その事実が生じた日の属する月（その者の誕生日が4月1日であるとき又は第13条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族でない者が特定扶養親族となったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に前条第1号又は第3号に該当する事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、扶養親族たる子、父母等がある職員で扶養親族たる配偶者のない者が扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除き、その届出を受理した日の属する月の翌月からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。

- 2 扶養手当は、職員に扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合又は前条第4号に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日（第13条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族（その誕生日が4月1日である者を除く。）が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の前日）の属する月をもって支給を終わり、又は当該月の翌月から支給額を改定する。ただし、扶養親族たる子、父母等がある職員で扶養親族たる配偶者があった者について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は前条第3号に掲げる事実が生じた場合において、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときの当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定は、その届出を受理した日の属する月の翌月から行う。
- 3 月の途中において扶養手当が発生し、又は消滅した場合におけるその月の扶養手当の支給額の計算については、第10条の規定を準用し、日割計算する。

（地域手当）

第16条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料月額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額（第28条に規定する休職者については、給料月額及び扶養手当の月額の合計額）に100分の16を乗じて得た額とする。

（地域手当の始期及び終期）

第17条 月の途中において、採用され、地域手当の額が変更され、又は退職した場合の地域手当については、第9条及び第10条の規定を準用して、計算する。

（住居手当）

第18条 住居手当は、次に該当する職員（再雇用職員を除く）に対して支給する。ただし、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員住居手当規程（以下「住居手当規程」という。）で定める職員については、この限りでない。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員
- 2 住居手当の月額は、28,000円を超えない範囲内において、前項各号に掲げる職員の区分に応じて住居手当規程で定める。
- 3 大阪市内の住宅に居住する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「28,000円」とあるのは「30,500円」とする。

（住居の届出）

第19条 職員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 前条第1項の職員たる要件を具備するに至ったとき
- (2) 住居手当を受けている職員の住居、家賃の額その他住居手当の月額を変更する事由があったとき
- (3) その他理事長が必要と認めたとき

（住居手当支給の始期及び終期）

第20条 住居手当の支給は、職員が新たに第18条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項の要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合に

においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合（同額に改定する場合を含む。）について準用する。

（通勤手当）

第21条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。ただし、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員通勤手当規程（以下「通勤手当規程」という。）で定める職員については、この限りでない。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路を利用し、かつ、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で、通勤手当規程で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員

2 通勤手当の額は、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として通勤手当規程で定める期間をいう。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額又は自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき通勤手当規程で定める額とする。ただし、次に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、支給単位期間（当該合計額が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあっては、そのうち最も長い支給単位期間。次の各号を除き、以下同じ。）につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- (1) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額を当該支給単位期間の月数で除して得た額
- (2) 自転車等の使用距離に応じて支給単位期間について定める額を当該支給単位期間の月数で除して得た額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。

（超過勤務手当）

第22条 勤務時間等規程第2章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 勤務時間等規程第6条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の勤務（次号に掲げるものを除く） 100分の125
- (2) 休日以外の日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の150
- (3) 休日の勤務（次号に掲げるものを除く） 100分の135
- (4) 休日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の160

2 前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第7条の規定により、あらかじめ同規程第3条の規定により割り振られた1週間の所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられて勤務した職員には、当該所定の勤務時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき

40時間を超えた職員には、前項の規定にかかわらず、その40時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たり給与額に第1項第1号の規定の適用を受ける場合にあつては100分の130（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の155）を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受けるにあつては100分の30を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 前3項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に第1項第1号の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受けるにあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（超過勤務手当の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額）

第23条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。  
「給料の月額」+「給料に対する地域手当の月額」

$$\frac{\text{「週勤務時間」} \times 52}{12}$$

- 2 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

- 3 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間あたり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 4 第2項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

（超過勤務手当の計算）

第24条 前2条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

- 2 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

（超過勤務手当に関する規定の適用除外）

第25条 第22条の規定は、管理監督職員には適用しない。

（管理職員特別勤務手当）

第26条 管理監督職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により所定の勤務時間が割り振られた日以外の日勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 <削除>

(1) <削除>

(2) <削除>

- 3 <削除>

- 4 <削除>

- 5 第1項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により所定の勤務時間が割り振られた日の午前0時から午前5時までの間であつて所定の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

6 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、8,500円
- (2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、4,300円

#### 第4章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第27条 6月又は12月に在職する職員には、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。

#### 第5章 退職者等の給与

(退職者の給与)

第28条 就業規則第22条第1項第1号の規定による退職者（次項に規定する者を除く。）に対しては、その退職の期間が満3年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当（以下「給与等」という。）を支給せず（大阪市共済組合傷病手当金支給）、満3年を超えてからは、給与等の100分の80を支給する。

2 <削除>

3 業務上の負傷若しくは疾病又は通勤上の負傷若しくは疾病により就業規則第22条第1項第1号の規定により退職となった者には、その間、期末手当及び勤勉手当は支給しない。

4 就業規則第22条第1項第2号の規定による退職者に対しては、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給する。

5 就業規則第22条第1項第3号の規定による退職者に対しては、その退職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の70以内を支給する。

6 就業規則第22条第1項第5号の規定による退職者に対しては、その退職期間中、その者が法人において勤務した場合に受けるべき給与から出向先から受け取った給与を差し引いた額以内の給与を支給することがある。

7 就業規則第22条第1項第4号、第7号及び第8号の規定により退職（以下「退職」という。）となった職員には、その間、給与を支給しない。

(専従退職者の給与)

第29条 就業規則第22条第1項第6号の規定により退職（以下「専従退職」という。）となった職員には、その間、給与を支給しない。

(停職者の給与)

第30条 就業規則第54条第3号に規定する停職（以下「停職」という。）とされた職員には、その間、給与を支給しない。

(育児・介護休業者の給与)

第31条 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児休業及び介護休業を取得した職員には、その間、給与を支給しない。

(育児短時間勤務の期間中の給与)

第32条 育児・介護休業規程に規定する育児短時間勤務をしている職員のその間の給与については、別に規程で定めるところによる。

(自己啓発等休業者の給与)

第33条 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の自己啓発等休業に関する規程に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）を取得した職員には、その間、給与を支給しない。

(業務傷病休業等の間の給与)

第34条 就業規則第48条に定める業務傷病休業又は通勤傷病休業(以下「業務傷病休業等」という。)となった職員には、その間、期末手当及び勤勉手当を除くほか、この規程に定める給与は支給しない。

(休職前後の給与支給の変更)

第35条 職員が月の中途において、前7条に規定する休職、専従休職、停職、育児休業、介護休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業又は業務傷病休業等(以下「休職等」という。)となり、又は休職等が終了し、再び勤務することとなった場合は、その月の給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当は、第10条に規定する日割計算の方法により計算し、支給する。

2 前項の場合において、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の計算については、それぞれ通勤手当規程及び期末手当規程において定める。

3 月の初日から引き続いて休職等となっていた者が、月途中に復職等となった場合は、その職員にかかる給料をその日以後速やかに支給するものとする。

(再雇用職員の休職者等の給与)

第35条の1 再雇用職員が休職等をした場合の給与については、第28条から第35条までに規定する就業規則を再雇用職員就業規則の対応する各条に読替えて適用する。

## 第6章 給与の減額

(給料の減額)

第36条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除く外、その勤務しない1日又は1時間につき勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

(1) 勤務時間等規程第13条に規定する年次有給休暇

(2) 勤務時間等規程第18条第1項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第7号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日(理事長が別に定める業務に従事している職員にあつては3日)以内に限るものとする。

(3) 勤務時間等規程第23条に規定する病気休暇

(4) 勤務時間等規程第11条第1項の規定により勤務しないことの承認を受けた日又は時間

(5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、病気休暇の当初3日間を無給とする。最初の3日間を無給とする取扱いは、申請毎に適用する。ただし、同一疾病(同一名称の傷病が1以上ある場合をいう。)による病気休暇で結果として引き続く場合は、1つの申請と見なし、最初の3日間のみを無給とする。同一疾病で土・日等所定の勤務日でない日をはさんで申請が分かれている場合は、引き続けているものとする。ただし、以下の各号に定める場合を除く。

(1) 当初から14日(2週間)を超える療養となることが見込まれている場合

(2) 生命の維持に必要と思われる定期的な休業による治療及び診断等が必要な疾病の場合(医師の診断に基づく治療のためのものであり、主観的な症状ではなく、画像や血液検査等の客観的な検査所見があり、それが生命に直接関わり、必要なものであるとして、理事長が認めた場合)

4 病気休暇により引き続き勤務しない期間(以下「病気休暇の期間」という。)が90日を超えるに至った日以降の期間については、病気休暇により勤務しない1日につき1日あたりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。

5 前項の病気休暇の期間の計算にあたって、病気休暇と病気休暇の間の期間(以下「休暇間



の期間」という。)がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号に該当しない場合は、前後の病気休暇の期間は通算しない。

- (1) 休暇間の期間に現に勤務した日がない場合 当該休暇間の期間及びその前後の病気休暇の期間を病気休暇期間とする。
- (2) 休暇間の期間に現に勤務した日がある場合 当該休暇間の期間の日数が1年に満たない場合は、引き続くものとする。ただし、定期的な休業による治療及び診断等が必要な疾病の場合で、医師の診断に基づく治療のためのものであり、主観的な症状ではなく、画像や血液検査等の客観的な検査所見があり、それが生命に直接関わり、必要なものであるとして、理事長が認めた場合、それまで通算してきた病気休暇の日数を取り消すことができることとする。(ただし、当該特例措置は1年度につき1度の適用とする。また、病気休暇取得理由は、同一疾病によるものであることとする。過去3年間、当該理由による病気休暇を除き、病気休暇、事故欠勤、無断欠勤を取得していないことを満たさなければならない。対象者であっても、年間の通算日数が90日を超える部分にかかる給与については、50/100となる。)

(勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第37条 前条第1項に規定する勤務1日当たりの給料額は、給料の月額をその月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

- 2 前条第1項に規定する勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。  
「給料の月額」

$$\frac{\text{「週勤務時間」} \times 52}{12}$$

- 3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

$$\text{「週勤務時間」} = \text{「週所定勤務時間」} - \text{「週所定勤務時間」} \times \text{「年間祝日等日数」} \div 365$$

- 4 前項の週所定勤務時間とは、勤務時間等規程に規定する1週間あたり勤務時間をいい、年間祝日等日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

- 5 第3項に規定する週勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。  
(給料の減額の方法)

第38条 第36条の規定により減額すべき給料の額は、減額すべき事由のあった日の属する月又はその翌月の給料から差し引く。ただし、離職、停職等により給料から差し引くことができない場合において、この規程に基づくその他の未支給の給与があるときは、これから差し引き、未支給の給与がないときは、本人から回収する。

(管理職手当の減額)

第39条 職員が所定の時間勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日あたりの管理職手当を、その者に支給すべき管理職手当から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第13条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第18条第1項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第7号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日(理事長が別に定める業務に従事している職員にあっては3日)以内に限るものとする。
- (3) 勤務時間等規程第11条第1項の規定により勤務を要しないことの承認を受けた日又は時間

- 2 勤務成績が著しく不良である職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。

- 3 第1項の勤務1日あたりの手当額の計算にあたっては、第37条第1項の規定を準用して

計算する。

(地域手当の減額)

第40条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料月額にかかる部分については、第36条及び第37条の規定を準用し、減額する。

2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、前条の規定を準用し、減額するものとする。

(扶養手当、住居手当の減額)

第41条 第36条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当、住居手当は減額しない。

## 第7章 給与の計算期間、支給日及び支給方法

(計算期間)

第42条 給与は、本規程、通勤手当規程、期末手当規程その他本規程の関係規程(以下「本規程等」という。)において別に定める場合を除き、月の初日から末日までを計算期間とする。

(支給日)

第43条 給与は、本規程等において別に定める場合を除き、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当については、その月の支給日に、管理職手当、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当については、翌月の支給日に支給する。

2 前項に定める給与の支給日は、毎月17日(1月については18日)とする。ただし、その日が次の各号に掲げる日に当たるときは、当該各号に定める日とする。

- (1) 日曜日(次号に掲げる日を除く。)又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。) その翌日
- (2) 日曜日でその翌日が祝日であるとき その前々日
- (3) 土曜日 その前日

(退職者等への給与支給)

第44条 給与の支給日後において新たに職員となった者及び給与の支給日前において離職し、又は死亡した職員に係る給与については、その日以後速やかに支給するものとする。

(非常時の給与支給)

第45条 職員が次の各号のいずれかに該当し、その費用に充てるため請求した場合においては、前条の規定にかかわらず、その請求の日までの給与を支給する。

- (1) 職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合
- (3) 職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない理由により1週間以上にわたって帰郷する場合

(給与の支給方法)

第46条 給与は、通貨をもって、直接本人に、その全額を支払う。ただし、職員の同意を得た場合は、銀行その他の金融機関に対する当該職員の預金又は貯金口座への振込みにより支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法令に定めのあるもののほか、次の各号に掲げるものは給与から控除することができる。

- (1) 勤労者財産形成促進法に定める財産形成貯蓄
- (2) 大阪市職員共済組合の貸付金の返済元利金及び団体扱いに係る団体信用生命保険の特約保険料
- (3) 大阪市職員互助会条例(昭和30年大阪市条例第3号)の規定による大阪市職員互助会(以下「互助会」という。)の掛金及びその事業に係る徴収金並びに互助会において取り

扱う貸付償還金及びその団体扱いに係る生命保険等の保険料

(4) 職員の厚生会等の会費

(5) 労働組合がその構成員たる職員から徴収する組合費並びに労働金庫、全日本自治体労働者共済生活協同組合及び全大阪労働者共済生活協同組合に対する払込金

#### 第8章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止)

第47条 職員の給与を受ける権利は、これを処分することができない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表が次の表の左欄に掲げる給料表であって、同日における職務の級が次の表の右欄に掲げる職務の級である職員の施行日における号給は、施行日の前日において当該職員が受けていた号給の号数から8を減じて得た数（その数が0以下になる場合にあつては、1）を号数とする号給とする。

研究職給料表	3級及び4級
一般職給料表	5級及び6級

3 前項の規定にかかわらず、施行日の前日に適用されていた給料表が次の表の（あ）欄に掲げる給料表であって、同日における職務の級が次の表の（い）欄に掲げる職務の級であり、かつ、同日に受けていた号給が同表の（う）欄に掲げる号給である職員の施行日における号給は、同表の（あ）欄に掲げる施行日の前日に当該職員に適用されていた給料表、次の表の（い）欄に掲げる当該職員の同日における職務の級及び同表の（う）欄に掲げる当該職員が同日に受けていた号給の区分に応じ、それぞれ同表の（え）欄に定める号給とする。

(あ)	(い)	(う)	(え)
研究職給料表	2級	90号給から137号給までの号給	89号給
	3級	102号給から109号給までの号給	93号給
	4級	62号給から77号給までの号給	53号給
一般職給料表	2級	78号給から137号給までの号給	77号給

	3級	70号給から137号給までの号給	69号給
	4級	74号給から121号給までの号給	73号給
	5級	58号給から77号給までの号給	49号給

(号給の切替え等に伴う経過措置)

4 この規程による地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程（以下、「給与規程」という。）改正及び前項の規定による号給の切替えにより、施行日においてその者が受ける号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の施行日以後における給料月額は、その者が受ける号給の給料月額が、施行日の前日に受けていた給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額に達するまでの間、当該額とする。

- (1) 平成24年11月1日から平成24年12月31日まで 100分の2
- (2) 平成25年1月1日から平成26年3月31日まで 100分の4
- (3) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 100分の6
- (4) 平成27年度以後の各年度の4月1日から3月31日まで 当該各年度の前年度の4月1日から3月31日までにおける割合に100分の5を加算した割合

5 附則第4項に規定する職員が受ける号給の給料月額が同項の規定による給料月額に達した日以後において、当該職員が受ける号給の給料月額を地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程等の特例に関する規程第1条に規定する給料月額とみなして、同条の規定の例により算定した給料の月額が特例給料月額に達しないときは、当該職員の給料月額は、当該特例給料月額とする。

6 前項の規定にかかわらず、次に掲げる給与の額の算定の基礎となる給料の月額は、同号の規定により給料月額が決定される職員については、附則第4項の規定による給料月額とし、前項の規定により給料月額が決定される職員については、その者が受ける号給の給料月額とする。

- (1) 給与規程第16条の規定による地域手当
- (2) 給与規程第11条第1項の規定による管理職手当
- (3) 給与規程第22条の規定による超過勤務手当
- (4) 給与条例第22条の規定による期末手当及び勤勉手当

7 附則第4項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員の地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第3条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、その者が受ける号給の給料月額とする。

8 この規程による給与規程の改正及び附則第3項の規定による号給の切替えにより、施行日においてその者が受ける号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる場合については、退職手当規程第12条に規定する減額改定以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に伴う号給の切替えその他必要な事項は、理事長が定める。

(住居手当に関する経過措置)

10 施行日の前日において、この規程による改正前の給与規程第18条第1項第2号に掲げる職員に該当して住居手当の支給を受けていた職員については、同条の規定は、平成24年12月31日までの間は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第28条第1項第36条第3項第4項及び第5項については、平成25年4月1日以降に新たに取得する病気休暇から適用する。同日以前に取得している場合は、改正前の規程を適用する。

附 則

この規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。  
(特定の職務の級及び号給の切替え等)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において研究職給料表の適用を受けていた職員で、旧級(同日において職員が属していた職務の級をいう。以下同じ)が3級であるもののうち、研究室長、室長、研究フェロー、研究副主幹、特任研究副主幹、副参事の職務にかかる職にある職員の新級(施行日における職員の職務の級をいう。以下同じ)は2級とし、新号給(施行日における職員の号給をいう。以下同じ)は旧号給(施行日の前日において職員が受けていた号給をいう。以下同じ)の給料月額と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 3 前項の規定による職務の級及び号給の切替えにより、新号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなる職員の施行日以後における給料月額は、その者の受ける号給の給料月額が施行日の前日に受けていた給料月額に達するまでの間、当該額とする。  
(職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置)
- 4 附則第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定の適用を受ける職員の退職手当規程第3条の規定による退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、その者が受ける号給の給料月額とする。
- 5 附則第2項及び第3項の規定による職務の級及び号給の切替えにより、新号給の給料月額が旧号給の給料月額に達しないこととなる場合については、退職手当規程第6条の2に規定する減額改訂以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたものとみなして、同項の規定を適用する。  
(施行の細目)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に伴う給料表、職務の級及び号給の切替えその他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年5月1日から施行する。  
(号給の切替え)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表が次の表の左欄に掲げる給料表であって、同日における職務の級が次の表の右欄に掲げる職務の級である職員の施行日における号給は、施行日の前日において当該職員が受けていた号給の号数から4を減じて得た数(その数が0以下になる場合にあっては、1)を号数とする号給とする。

研究職給料表	3級及び4級
一般職給料表	5級及び6級

- 3 平成27年5月1日施行の附則第3項中「当該額」を「その額から、その額に平成28年5月1日における当該職員の職務の級及び号給に応じて次の表に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額」に改める。

研究職 給料表	再雇用職員以外の職員	2級	89号給から97号給までの号給	0.0460
	再雇用職員	2級	—	0.0438

(施行の細目)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に伴う給料表、号給の切替えその他必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する給料表及び附則第4項は、平成28年5月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表に基づいて適用日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

- 4 平成28年5月1日施行の附則第3項中の表を次のとおり改める。

研究職 給料表	再雇用職員以外の職員	2級	89号給から97号給までの号給	0.0445
	再雇用職員	2級	—	0.0422

別表第1（第4条関係）

研究職給料表 平成28年5月1日から適用

号給 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	168,100	251,800	317,400	393,700
2	169,900	253,200	319,400	396,500
3	171,700	254,600	321,400	399,300
4	173,500	256,000	323,400	402,100
5	175,200	257,200	325,400	404,700
6	177,100	259,200	327,600	407,600
7	179,000	261,200	329,900	410,500
8	180,900	263,200	332,200	413,500
9	182,800	265,300	334,300	416,300
10	185,500	267,400	336,500	419,100
11	188,200	269,500	338,800	422,000
12	190,900	271,600	341,100	424,900
13	193,400	273,500	343,200	427,600
14	195,600	275,500	345,400	430,400
15	197,800	277,600	347,600	433,200
16	200,000	279,700	349,800	436,000
17	203,000	281,600	351,900	438,700
18	205,300	283,600	354,100	441,400
19	207,600	285,600	356,300	444,200
20	210,000	287,600	358,500	447,000
21	212,200	289,600	360,500	449,600
22	214,700	291,300	362,700	452,300
23	217,200	293,100	364,900	455,100
24	219,700	294,900	367,100	457,900
25	222,000	296,500	369,100	460,500
26	224,400	298,200	371,200	463,200
27	226,800	300,000	373,300	465,900
28	229,200	301,800	375,400	468,600
29	231,400	303,400	377,600	471,300
30	233,700	305,100	379,700	474,000

号給 \ 職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
31	236,000	306,900	381,800	476,700
32	238,300	308,700	383,900	479,400
33	240,500	310,300	385,900	482,000
34	242,000	312,000	388,000	484,700
35	243,500	313,800	390,100	487,400
36	245,000	315,600	392,200	490,100
37	246,400	317,200	394,100	492,700
38	247,800	318,900	396,100	495,200
39	249,500	320,600	398,200	497,700
40	250,600	322,300	400,300	500,200
41	251,800	324,000	402,200	502,600
42	253,200	325,700	404,300	504,300
43	254,600	327,400	406,400	506,100
44	256,000	329,100	408,500	507,900
45	257,200	330,700	410,300	509,500
46	258,600	332,300	412,300	510,100
47	260,000	334,000	414,400	510,700
48	261,400	335,600	416,500	511,300
49	262,600	337,200	418,400	511,700
50	264,000	338,700	420,200	
51	265,400	340,200	422,000	
52	266,800	341,700	423,800	
53	268,000	343,000	425,600	
54	269,600	344,500	427,300	
55	270,800	346,000	429,000	
56	272,200	347,500	430,700	
57	273,400	348,800	432,300	
58	274,800	350,300	433,900	
59	276,300	351,800	435,500	
60	277,600	353,300	437,100	
61	278,800	354,600	438,700	
62	280,200	356,600	439,800	



号給 \ 職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
63	281,700	358,500	440,900	
64	283,000	360,400	442,000	
65	284,200	362,300	443,100	
66	285,600	364,500	444,200	
67	287,000	366,700	445,300	
68	288,400	368,900	446,400	
69	289,600	371,000	447,400	
70	291,000	371,700	448,500	
71	292,400	372,400	449,600	
72	293,800	373,100	450,700	
73	295,000	373,700	451,700	
74	296,400	375,100	452,600	
75	297,800	376,500	453,500	
76	299,200	377,900	454,400	
77	300,400	379,100	455,100	
78	301,800	380,000	455,900	
79	303,200	380,900	456,700	
80	304,600	381,800	457,500	
81	305,800	382,800	458,300	
82	307,100	383,600	459,100	
83	308,500	384,400	459,900	
84	309,900	385,200	460,700	
85	311,100	385,900	461,300	
86	312,100	386,600	461,600	
87	313,100	387,400	461,900	
88	314,100	388,200	462,300	
89	315,100	388,800	462,500	
90	316,100	389,100		
91	317,100	389,400		
92	318,100	389,700		
93	319,100	389,800		
94	320,100	390,100		

号給 \ 職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
95	321,100	390,400		
96	322,100	390,700		
97	323,000	390,800		
98	323,900			
99	324,800			
100	325,700			
101	326,500			
102	327,400			
103	328,200			
104	329,100			
105	329,900			
106	330,700			
107	331,500			
108	332,300			
109	332,900			
110	333,600			
111	334,300			
112	335,000			
113	335,500			
114	335,900			
115	336,300			
116	336,700			
117	337,200			

- 備考 (1) この給料表は、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用する。
- (2) この表の適用を受ける再雇用職員の給与月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

平成28年5月1日から適用

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
	254,400	273,100	323,900	373,200

## 別表第2（第4条関係）

## 一般職給料表 平成28年5月1日から適用

号給\職 務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	134,400	163,200	219,600	262,200	337,900	370,400
2	135,300	164,900	221,400	264,000	340,200	372,900
3	136,200	166,700	223,200	265,800	342,500	375,400
4	137,100	168,500	224,900	267,600	344,800	377,900
5	137,900	170,100	226,700	269,300	346,900	380,300
6	138,800	172,100	228,500	271,100	349,200	382,800
7	139,700	174,100	230,300	272,900	351,500	385,300
8	140,600	176,100	232,000	274,700	353,800	387,800
9	141,500	178,000	233,800	276,500	356,000	390,300
10	142,600	180,000	235,600	278,500	358,300	392,700
11	143,700	182,000	237,400	280,500	360,600	395,100
12	144,800	184,000	239,100	282,500	362,900	397,500
13	145,900	185,900	240,900	284,300	365,200	399,900
14	147,000	187,900	242,700	286,300	367,500	402,000
15	148,100	189,900	244,500	288,300	369,800	404,100
16	149,200	191,900	246,300	290,300	372,100	406,200
17	150,400	193,800	248,000	292,300	374,300	408,200
18	152,100	195,800	249,800	294,300	376,500	409,900
19	153,700	197,800	251,600	296,300	378,700	411,600
20	155,300	199,800	253,400	298,300	380,900	413,300
21	156,800	201,700	255,100	300,300	383,100	415,000
22	158,400	203,700	256,900	302,300	385,000	416,600
23	160,000	205,700	258,700	304,400	386,900	418,200
24	161,600	207,700	260,500	306,500	388,800	419,800
25	163,200	209,600	262,200	308,400	390,400	421,300
26	164,900	211,600	264,000	310,400	391,900	422,700
27	166,600	213,600	265,800	312,400	393,400	424,100
28	168,300	215,600	267,600	314,400	394,900	425,500
29	169,900	217,600	269,300	316,400	396,400	426,800

号給\職 務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
30	171,700	219,600	271,100	318,400	397,900	427,700
31	173,500	221,600	272,900	320,400	399,400	428,600
32	175,300	223,600	274,700	322,400	400,800	429,500
33	178,000	225,600	276,500	324,400	402,200	430,400
34	179,600	228,100	278,300	326,400	403,400	431,300
35	181,000	230,600	280,100	328,400	404,600	432,200
36	182,500	232,200	281,900	330,400	405,800	433,100
37	184,100	233,800	283,700	332,400	407,000	434,000
38	185,600	235,700	285,500	334,200	408,000	434,900
39	187,100	237,400	287,300	336,000	409,000	435,800
40	188,600	239,200	289,100	337,800	410,000	436,700
41	190,200	240,900	290,900	339,400	411,100	437,500
42	191,700	242,700	293,000	340,500	411,500	438,400
43	193,200	244,500	295,100	341,600	412,000	439,300
44	194,700	246,300	297,200	342,800	412,500	440,200
45	196,300	247,900	299,100	343,900	412,800	441,000
46	197,800	249,700	301,200	344,900		441,900
47	199,300	251,500	303,400	345,900		442,800
48	200,800	253,400	305,600	346,900		443,700
49	202,400	254,900	307,600	347,900		444,500
50	203,700	256,700	309,700	348,900		445,400
51	205,000	258,500	311,800	349,900		446,300
52	206,300	260,300	313,900	350,900		447,200
53	207,700	261,900	315,900	351,900		448,000
54	209,000	263,700	317,900	352,900		448,500
55	210,300	265,500	319,900	353,900		449,000
56	211,600	267,300	321,900	354,900		449,500
57	213,000	268,900	323,800	355,900		449,800
58	214,000	270,600	325,700	356,900		
59	215,000	272,400	327,600	357,900		
60	216,000	274,200	329,500	358,900		

号給\職 務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
61	217,100	275,800	331,400	359,900		
62	218,000	277,600	332,800	360,900		
63	218,800	279,300	334,300	361,900		
64	219,700	281,100	335,800	362,900		
65	220,500	282,700	337,100	363,700		
66	221,100	284,400	338,100	364,600		
67	221,700	286,200	339,100	365,500		
68	222,300	288,000	340,100	366,400		
69	222,800	289,600	340,900	367,300		
70	223,300	291,300	341,200	367,800		
71	223,800	293,000	341,500	368,300		
72	224,300	294,700	341,800	368,900		
73	224,900	296,500	341,900	369,400		
74	225,400	298,200	342,200	369,700		
75	226,000	299,900	342,500	370,000		
76	226,400	301,600	342,800	370,300		
77	226,800	303,200	342,900	370,400		
78	227,000			370,700		
79	227,200			371,000		
80	227,300			371,300		
81	227,400			371,400		
82	227,600					
83	227,700					
84	227,800					
85	228,000					
86	228,100					
87	228,200					
88	228,300					
89	228,500					

- 備考 (1) この給料表は、研究職給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- (2) この表の適用を受ける再雇用職員の給与月額、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

平成 28 年 5 月 1 日から適用

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
	161,500	<u>236,603</u>	<u>241,920</u>	<u>249,371</u>	288,700	315,000

※ 下線は経過措置額

別表第 3 (第 11 条関係)

職	区分
技術監	1 種
総務部長、企画部長、有機材料研究部長、生物・生活材料研究部長、電子材料研究部長、加工技術研究部長、環境技術研究部長、研究主幹	2 種
< 削除 >	< 削除 >